

相続手続きプラン表兼依頼書

下記で計算した金額に消費税等10%を加算する。

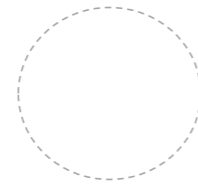
バック一覧	バック料金	業務範囲	備考
不動産バック	15万円	1①,2,3①,4,5,6	①相続人が配偶者、子供、父母の場合。
			②遺産分割協議書は不動産のみ記載。すべて記載の場合は3万円加算。
			③名寄帳の取得は1市区町村についてののみ。
			④相続登記は申請件数1件（1～2筆（棟））まで。
			⑤面談回数は1回まで。（初回面談と最終報告面談除く）
金融機関調査バック	17万円	1①,2,7	①相続人が配偶者、子供、父母の場合。
			②金融機関（保険会社除く）3社まで。4社目以降は1社につき4万円加算
			③面談回数は1回まで。（初回面談と最終報告面談除く）
金融機関解約バック	20万円	1①,2,3②,8	①相続人が配偶者、子供、父母の場合。
			②金融機関（保険会社除く）3社まで。4社目以降は1社につき4万円加算
			③遺産分割協議書は不動産のみ記載。すべて記載の場合は3万円加算。
			④面談回数は1回まで。（初回面談と最終報告面談除く）
金融機関フルバック	33万円	1①,2,3③,7,8	①相続人が配偶者、子供、父母の場合。
			②金融機関（保険会社除く）3社まで。4社目以降は1社につき9万円加算
			③遺産分割協議書は金融資産のみ記載。すべて記載の場合は3万円加算。
			④面談回数は1回まで。（初回面談と最終報告面談除く）
全部おまかせバック	45万円	1①,2,3③,4,5,6,7,8	①相続人が配偶者、子供、父母の場合。
			②遺産分割協議書はすべての財産・債務について記載。
			③名寄帳の取得は1市区町村についてののみ。
			④相続登記は申請件数1件（1～2筆（棟））まで。
			⑤金融機関（保険会社除く）3社まで。4社目以降は1社につき9万円加算。
			⑥面談回数は2回まで。（初回面談と最終報告面談除く）

<備考欄>

令和 年 月 日

上記プラン及び報酬について説明を受け、色を付けた部分を依頼します。

被相続人 の件



実印

氏名： \_\_\_\_\_

個別（追加）依頼の場合の報酬		
1	相続人調査（戸籍取得）	①配偶者、子供、父母が相続人の場合 3万円
		②相続人に兄弟姉妹を含む場合 7万円加算
		③代襲相続1件につき 5万円
2	法定相続情報一覧図または家族関係図の作成	1件あたり 3万円
3	遺産分割協議書の作成	①不動産のみの記載 3万円
		②金融資産のみの記載 3万円
		③すべて記載 6万円
4	名寄帳の取得	1市区町村あたり 5千円
5	謄本、公図等のオンライン取得	1件あたり 5百円
6	相続登記 （管轄ごとに申請件数1件あたり） ※提携司法書士にて対応。	①1～2筆（棟） 9万円
		②3～5筆（棟） 10万円
		③6～9筆（棟） 12万円
		④上記以降は1筆（棟）あたり 5千円加算
7	金融機関の証明書等取得	1社あたり 5万円
8	金融機関の解約・名義変更	1社あたり 5万円
9	保険金請求	1社あたり 3万円
10	保険契約者変更	1社あたり 3万円
11	財産目録の作成	1事案あたり ※相続税申告依頼ありの場合は無料 15万円
12	未登記家屋の名義変更	1市区町村あたり 2万円
13	氏名・住所の変更登記	管轄ごとに1人あたり 5万円
14	農地台帳の取得	1市区町村あたり 5千円
15	山林簿の取得	1市区町村あたり 5千円
16	農地の届出	管轄ごとに1人あたり 2万円
17	山林の届出	管轄ごとに1人あたり 2万円
18	車の名義変更	管轄（名古屋市内）ごとに1台あたり 2万円
		管轄（名古屋市外）ごとに1台あたり 3万円
		管轄ごとに1台あたり ※封印必要 5万円
19	証券保管振替機構への照会	1人あたり 3万円
20	生命保険協会への照会	1人あたり 3万円
21	非上場株式の名義変更	1社あたり 5万円
22	会員権の名義変更・解約等	1社あたり 5万円
23	クレジットカード等の解約等	1件あたり 2万円
24	借入金の調査	1事案あたり 5万円
25	土地の相続税評価（現地調査なし）	1利用単位あたり 6万円
26	土地の相続税評価（現地調査あり）	1利用単位あたり 10万円

<特記事項>

- ① 移動・宿泊については加算を行う。（30分以内…5千円、1時間以内…1万円、1時間半以内…1万5千円、2時間以内…2万円、それ以上…別途見積もり、宿泊…2万円）
- ② 追加面談については加算を行う。（2万円/30分） ※相続税申告を同時依頼の場合には「相続手続きプラン」では加算免除。
- ③ 1回の面談は1時間以内とする。また、10分を超える電話対応については1回の面談時間とする。
- ④ 「個別（追加）依頼の場合の報酬」欄NO11については相続税申告報酬に含まれているため、申告不要場合に加算する。
- ⑤ 「個別（追加）依頼の場合の報酬」欄NO25及びNO26については相続税申告報酬に含まれているため、スポットで評価が必要な場合に加算する。
- ⑥ 郵送料、書類取得費、交通費等の実費等は依頼者の負担とする。